

古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会（第1回）  
会議録

【会議の名称】

古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会（第1回）

【日時・場所】

令和2年10月16日19:00～21:20

サンコスモ古賀201・202研修室

【議題】

1. 市長あいさつ
2. 委嘱状交付
3. 正・副委員長選出
4. 【検討事項】これまでの取り組みを踏まえた課題の共有と施策の検討

【傍聴者数】0人

【出席委員等の氏名】

検討委員会委員：酒井康江委員長、仁部一布副委員長、平本欣也委員、福崎隆次委員、  
峰松和彦委員、大久保康裕委員、高岡真樹委員、印藤妙子委員、山下実夫委員、  
安武初男委員、明石進一委員、吉田由美子委員、河村しのぶ委員、福井弘委員  
事務局（古賀市）：田辺市長、野村保健福祉部長、川上福祉課長、進福祉政策係長、平良主事、  
北村主事

オブザーバー：中田事務主査（福岡県消防防災指導課）

【欠席委員の氏名】なし

【庶務担当部署名】福祉課

**検討委員会概要**

古賀市長あいさつ後、委嘱状交付（事前に机上に配布）を行い、委員長・副委員長としてそれぞれ酒井委員、仁部委員が選出された。委員長に司会進行交代した後、事務局より本プランの課題及び今後の施策について説明を行った。説明後、委員からの質疑等に対し事務局にて回答を行った。

**検討内容**

【検討事項①：対象者要件について】

事務局：現在の対象者要件では、本来支援が必要な方が曖昧になり、支援者のマッチングが十分に

行われていない。そこで、現在の対象者要件から高齢者（70歳以上一人暮らし、75歳以上高齢者のみ世帯）を除くことで、支援を必要とする方に確実に支援者がつけられるのではないかと。ただし、これまで登録されている高齢者の方へは、支援が必要か改めて確認し、必要があれば登録は残す。新たに登録を希望する高齢者は、その他支援が必要な方として登録することを可能とする。

委員：高齢者要件の年齢を引き上げるのか、要件から外すのか。

事務局：高齢者（70歳以上一人暮らし、75歳以上高齢者のみ世帯）を要件から外す。ただし、希望者は登録できることとする。

委員：高齢者一人暮らしの方のための仕組みは残すべきではないか。

事務局：現在の要件で要支援者に該当している高齢者のなかには支援を必要としていない方もいること、今後も高齢化により更なる対象者増加が見込まれること、他自治体では高齢者は希望登録制にしているところも多いことにより要件の見直しを提案した。支援を必要としている方を明確にしたい。これまで登録されていた高齢者は、民生委員の訪問調査で今後の登録の意向を確認してもらおう。

委員：現行のプラン3ページの対象者要件から⑤70歳以上の一人暮らし⑥75歳以上の高齢者のみ世帯を除くということによいか。

事務局：その通り。⑦手上げ方式は残す。

委員：「支援」の定義をはっきりさせたい。移送を手伝う、避難すべきという情報を伝える、避難所への避難後のサポート（薬の配給等）、支援にも様々ある。

事務局：本プランにおける「支援」とは、在宅の方が避難所まで避難することへの支援を指す。「避難行動」は、自宅から避難所までの安全・迅速な避難を指す。

基本的な考え方については、現行プラン2ページ「基本的な考え方」に明記している。

委員：手上げで登録できるとなっているが、制度を知らない方が多い。

事務局：避難行動を起こすところから避難所に避難するまでの間に、自分ではできない要素がある方が対象。身体的、物理的に情報を受け取ることができない方や、自力で歩けないような方が対象になる。避難所に避難した後のことは、本プランとは別で福祉避難所運営等の範疇になる。

要支援者の前提として高齢者を含めるかどうか問われている。

委員：民生委員が高齢者を訪問し確認することは有意義なので続けてほしい。

委員：要件には高齢者を入れておき、調査の結果、支援の必要がないと確認でき本人も同意した方は外す、という方法がよいのでは。

事務局：これまでも、家族と同居や施設入所の方は対象外としている。ただし、状況が変われば登録できる。民生委員が調査し、継続して登録を希望する高齢者は残すということは可能。

委員：台風10号の際、要介護2でショートステイを利用された方がいた。満室でショートステイを利用できず、自宅にいた方もいた。

委員：がん患者などは、認定を受けた時は要介護1でも様態が急変し動けなくなる方もいる。要介護3以上という基準はどうか。

委員：介護度だけでは測りきれない。

事務局：一律に年齢で区切ることは難しいので「70歳以上一人暮らしのうち自分で避難するのが困難な方」という表現にしてはどうか。

委員：支援を必要としない方も要支援者として登録されているのは事実だが、本当に支援が必要な方かという判断は、ある程度地域でできる。単に高齢者を要件から外すのは乱暴ではないか。

委員：年齢で線引きされると高齢者は困るのでは。

委員：要支援者の対象として高齢者を外しても、民生委員の見守り対象であることには変わりなく、従来の訪問調査は継続する。

事務局：要支援者の要件としては高齢者を入れなくても、民生委員の調査による高齢者の把握は行われ、要支援者から漏れることはない。また、例えば要介護1まで引き下げる必要があるのか。要支援者の前提を広くとると、実情と乖離してしまう。

委員：対象者から外すと、民生委員は調査する必要性がなくなるのか？個別計画ができていないのは台帳とは別の問題ではないか？

オブザーバー：民生委員が、台帳には載ってなくても支援の必要があると思われる方をピックアップするのであれば、限りなく漏れはないと思われる。

委員：民生委員は、避難行動だけでなく普段の生活を含めた調査を行っている。

事務局：いただいた意見を事務局で整理し、計画案として提案したい。

#### 【検討事項②：台帳の様式、提供、更新について】

事務局：現在の台帳様式では、要支援者が支援を必要とする事由の記載がない。新たに支援を必要とする事由を記載することで、支援者をつけやすくなるのでは。

年に1回民生委員が調査し更新した台帳を翌年春に自主防災組織に提供してきたが、地域によっては台帳を活用できていない。そこで、台帳を貸し出し制にしてはどうか。3ヵ月程度の期限を設け貸し出し、各自主防災組織独自の台帳を作成し随時更新することが可能。また、台帳と個別計画をセットで貸し出し、詳細を把握できるようにしたい。

新たに要支援者に該当した方への情報提供に対する同意・不同意の確認については、要介護3以上の方は郵送にて、障がいの方は窓口にて、高齢者は民生委員の調査にて行うこととしていたが、窓口での確認が徹底できていない。今後は、新たに要支援者に該当する方への確認は市が行うこととし、徹底していきたい。また、同意した方については個別計画の作成依頼まで行う。

委員：台帳の支援者が昔のまま更新されていないことがあると聞いた。台帳の更新はどのようになっているのか。

事務局：自主防災組織に台帳を提供する際に支援者をつけるよう依頼している。変更があった場合は自主防災組織から福祉課に申し出てもらい随時更新している。また、毎年秋の民生委員の訪問調査で変更があった場合も情報を更新している。

委員：自主防災組織では、市から提供された台帳を手元に置いている。自主防災組織独自で台帳作成はしていない。台帳に支援を必要とする事由も記載するとなると個人情報問題も出てくる。そこまで踏み込んでやるのならば、きちんと方針を示してもらいたい。

事務局：支援を必要とする事由を記載することで、要支援者がどんな支援を必要としているのかがわかりやすくなる。現在、市と自主防災組織間で協定を結び個人情報保護について規定している。協定については、災害対策基本法で台帳の作成が義務付けられ、自主防災組織への提供が決まった平成25年度頃に締結している。

委員：協定については知らなかった。

事務局：協定については、当初締結した限りで現在の組織長は知らないという現状がある。今後は台帳提供の際に協定についても説明することとしたい。個人情報の保護については、情報提供に対する同意がある方のみ台帳に載せて提供している。

現在は1年間台帳を提供し返却してもらっているが、台帳の紛失も起きていることから貸し出し制を検討している。

委員：現行プラン3ページに「社会福祉協議会（福祉会）」と記載があるが、福祉会に対して情報提供するのか。

事務局：情報提供先として規定しているが、実際には自主防災組織と民生委員にしか提供していない。

委員：社会福祉協議会から福祉会に情報提供されるというのはいかがなものか。

事務局：新たなプランでは標記の方法を改め、（福祉会）の標記を外す。

委員：福祉課と総務課で災害時に地域が行うべき考え方がかけ離れている。台帳を自主防災組織に提供する際に協定内容や個人情報についての説明をしっかり行うべき。

事務局：年に一度、協定書の写しを自主防災組織長に渡すこととしたい。

委員：新たな「同意を得るための様式例」について、代理人署名欄は必要ないのか。避難支援等関係者の詳細は明記しないのか。本人控えは渡すのか。

事務局：代理人欄を追加する。避難支援等関係者の詳細を明記する。本人控えとしてコピーを渡すこと等を検討したい。

委員：要支援者や家族が確認出来るよう、控えは渡した方がよい。

委員：障害等級、要介護状態区分を見ても本人の状態はわかりにくい。歩行状態などを記載してほしい。

事務局：新たな個別計画の様式に「避難時に配慮が必要な事項」という欄を設け、台帳と個別計画をセットで提供することにより歩行状態なども把握できるようにしたいと考えている。

### 【検討事項③：個別計画の様式、提供、更新について】

事務局：新たな個別計画様式に「避難時に配慮しなくてはならない事項」を追加する。かかりつけ医、家屋図等の情報は避難行動には不要であるため、個別計画には記載しないこととしたい。個別計画も台帳とセットにして自主防災組織に貸し出すこととしたい。個別計画の内容の更新は、民生委員の調査で行っていたが、今後は、自主防災組織が独自に作成した個別計画を活用し随時更新してもらうこととしたい。また、同意している方については、民生委員の調査による更新も継続して行う。

委員：データでの情報提供はないのか。

事務局：意図しない情報漏洩の危険性があるため難しい。

委員：人工呼吸器の方など重症者は別の個別計画があるのか。

事務局：同じ様式の個別計画である。

委員：人工呼吸器の方の個別計画を民生委員が作成するというのはかなり難しい。

委員：要介護、障がいの方に対する情報更新についてはどうするのか。

事務局：区分変更などは行政で把握できるが、細かい情報の変更は情報提供されないと知り得ない。情報提供してもらう方法については今後検討する。

行政の情報はタイムラグが生じる。要支援者、支援者が顔の見える関係を築き、地域の中でどんな支援ができるのか、誰が何をするのかを話し合うためのツールとして行政からの情報を使ってもらうというのが理想。

**【検討事項④：災害発生時の対応（情報伝達や安否確認）について】**

事務局：避難に必要な情報は自ら取りに行くという姿勢が必要。台帳と個別計画の見直しを図ることで、安全確実な避難につなげる。

委員：耳が聞こえない方は家に居たら全くわからない。災害無線も聞こえない。

委員：常に家族がいる障がい者はよいが、一人暮らしの方が心配。

事務局：要支援者一人ひとりを地域でどう支援するかという個別計画をどう作っていくかを議論いただきたい。

事務局：要支援者の状況を地域で共有する。防災無線は技術的に聞こえない場所がある。防災メール、SNS等による情報取得を進めていくとともにマスコミの活用も検討していく。

**【検討事項⑤：安心して暮らせるまちづくりの推進について】**

事務局：現行のプランでは、実施主体などが不明確である。新たなプランでは、市民、地域、市の役割を明確にし、実施状況の確認についても検討する必要がある。